

社会政策学の基本問題 抜刷

社会政策本質論争の一回顧

——「社会政策論の再構成」のための前提——

戸塚秀夫

社会政策本質論争の一回顧

——「社会政策論の再構成」のための前提——

戸 塚 秀 夫

一 問題の限定

戦後はなほなくおこなわれた社会政策の「本質論争」自体についての、一応の紹介なり整理なりは、既に度々にわたって試みられてきたことであるから、ここでは改めてくり返す必要はない。⁽¹⁾ 今日なお、かつての「本質論争」を回顧することに一定の意味を期待しうるとすれば、それは、かの「本質論争」が中断されて以降の現在にいたるまでの研究状況をふまえたうえで、労働問題、社会政策の分野での戦後二〇年間の研究史において「本質論争」が占める位置を批判的に吟味し、それから今日われわれが進めるべき研究にとっての方法的示唆をくみとるという観点にたつて、すぐれて方法的な回顧をおこなう場合に限られるであろう。現在、われわれは、改めて社会政策の「本質」についての再論を提唱している新たな問題提起に接しているのであるが、⁽²⁾ そのような再論を再び不毛な論争におちいらせることなく、問題提起者の望むような「社会政策論の再構成」に結実させうるか否かは、結局のところ、われわれが現在、かつての「本質論争」をどのように批判的に回顧しうるか、にかかっているように思われる。そこで、われわ

これは問わなければならない。新たな時点における「社会政策論の再構成」のために、一体、どのような方法的反省が前提されるべきであろうか。そもそも、「社会政策論の再構成」とはいかにして可能なのであり、それはまた、何故に必要とされるのであろうか、と。

もちろん、このような余りに漠然とした設問にこたえることは、決して容易ではない。が、ここではまず、労働問題、社会政策の分野での戦後二〇年間の研究史を方法的に回顧するとき、ほぼ昭和三〇年頃を境とするところの、研究史上の重要な屈折を推定しうることに注意しておくべきであろう。もとより、人間の認識が歴史的現実の変化にもなつて変化すること自体は、極めて当然のことであつて、その限りでは、戦後の日本資本主義の歴史的軌跡にそつて、この分野での研究者の認識が変化してきたとしても、それは別段不思議なことではない。が、いうまでもなく、われわれがここで問題とする研究史上の屈折とは、そのような意味での認識の変化一般ではない。研究者を特定の対象にかりたてる問題意識なり価値理念なりにおける変化、その対象に接近する場合の研究手法における変化、そこで定立される基本的命題の変化、総じて、認識の基本的な枠組みにおける変化が、ここでの問題なのである。

さしあたり、われわれは、次のような若干の指標を指摘することができよう。即ち、まず第一に、昭和二四、五年を頂点として、この分野の多くの研究者の精力的な参加のもとにおこなわれた、社会政策の「本質論争」が、昭和二七、八年頃ともなると次第に停滞し、やがてそれは中断してしまつたという事実である。もちろん、それを「中断」とみなすか「完結」とみなすかについては、論者によって議論がわかれるけれども、それはここでは問題ではない。過去一〇年間の研究史のなかで、かの「本質論争」がそのままのかたちでは、多くの研究者の新鮮な興味の対象とはならなかつたという事実が重要なのである。第二に、それと密接に関連することであるが、昭和二九年から三〇年にかけて、この分野における従来の研究方法への反省が、社会政策学的接近の有効性に対する疑問として表明され、

「社会政策という伝統の枠からはなれて賃労働そのものの理論を正面から究明すべきこと」「社会政策学から労働問題研究をとき放つべきこと」などの提唱があいついでおこなわれたという事実である。⁽³⁾もちろん、このような提唱がすべての研究者の賛同をえたわけではなく、今日なお、その評価をめぐって議論が予想されるのではあるが、それも含めて問題ではない。事実上、伝統的な社会政策学の枠をこえた領域において積み重ねられてきたところの、数多くの理論的、実証的研究を無視しては、この分野における最近の研究動向を正確に把握することはできないという事実が重要なのである。第三に、戦後暫くの間、アカデミーにおける労働問題研究を主導してきた「賃労働における封建性」論に対して、次第に理論的、実証的な批判が強められ、やがて昭和三〇年頃を境として、それがこの分野の研究を主導する仮説としての意義を急速に失ってきたという事実である。もちろん、かつて「賃労働における封建性」論を唱えたすべての研究者が自己批判をおこなっているわけではなく、おそらくはなおその正否をめぐって論議が予想されるのであるが、それもまた、ここでは問題ではない。昭和三〇年代の日本資本主義のいわゆる高度成長過程における労働問題に接近するにあたって、一般的に、「賃労働における封建性」論は有効な作業仮説として機能しなかったという事実が重要なのである。

以上のきわめて簡単な指標に注意するだけでも、われわれが今日、さきにふれたような意味での研究史上の屈折について推定しうることは明らかであろう。あえて一般的な動向を特徴づけるとすれば、社会政策の「本質論」と「賃労働における封建性」論とに導かれて進められてきた戦後研究の第一期は、かつての導きの糸をむしろ呪縛としてたち切ろうとする批判に媒介されて、戦後研究の第二期へと接続してきたということができよう。われわれがいま、今日までの研究史をふまえて「社会政策論の再構成」をこころざす場合に、或いは社会政策の「本質」についての再論のすすめに応じようとする場合に、すぐれて方法的な反省を必要とするのは、まさにこのためである。「本質論」に

限ってみても、第一期における「本質論争」の中断から、第二期における労働問題プロパーについての研究への移行は、「本質論争」の深化、発展にともなう必然的な、いわばポジティブな連関として跡づけることのできないものであった。やや大胆にいうならば、過去一〇年間に進められてきた研究は、おしなべて、かつて「本質論争」をとおしてたどりついた一定の理論なり仮説なりに導かれて、意識的、計画的におこなわれた歴史的、実証的な検証の作業として位置づけうるようなものではなかった。むしろ、一般的には、「本質論争」の思弁的な呪縛からとき放たれるなかで、第二期における歴史的、実証的な研究が積み重ねられてきたという、いわばネガティブな連関がそこにはあったのである。

そこで、われわれのさきの設問は、幾分か明確となる。社会政策の「本質論」と労働問題研究とがとり結んできたネガティブな連関は、一体、いかなる方法的反省をとおしてポジティブな連関にかわりうるものであるのか。かりにそのような方法的反省をとおして「社会政策論の再構成」の試みが可能となるにしても、一体、そうした試み自体は、現時点におけるどのような問題意識によって裏うちされているのであろうか、と。われわれは、この小論において、戦後研究史への一定の方法的回顧をとおして、右の設問への手がかりを見出したいと考える。

(1) 岸本英太郎『社会政策論の根本問題』昭和二五年、後篇、矢島悦太郎「社会政策本質論」(社会政策学会編『産業合理化と労働問題』昭和三一年)、太陽寺順一「社会政策本質論争の現段階」(『一橋論叢』四四卷四号)、向井喜典「社会政策論争」(岸本英太郎『社会政策』昭和四〇年)などを参照。

(2) 隅谷三喜男「社会政策論の再構成」(『経済評論』昭和四〇年一月号)。

(3) 隅谷三喜男「賃労働の理論について」(『経済学論集』二三卷一号)、同「労働問題の研究はこれでいいのか」(東大出版会『講座 社会学』月報3、昭和三二年)、氏原正治郎「日本の労働問題思想」(同『日本の労使関係』昭和三六年)、同「社会政

策から労働問題へ」（弘文堂『経済学全集』葉2、昭和三〇年）などを参照。

二 研究の回顧

さて、われわれの観点からすれば、第一期における研究史を回顧するにあたって、まずもって問われるべきことは、かの「本質論争」が多くの社会政策学者によっておこなわれながら、数年をへずして、おおむね、不毛、不生産的という評価のうちに中断されてしまったのは何故か、ということでなければならぬまい。もちろん、かの「本質論争」を不毛、不生産的と評価すること自体には、一部からの反論が予想される。戦後の「本質論争」への最も積極的な参加者であった岸本英太郎教授が、論争をとおして到達された御自分の理論をもって論争は基本的に「完結」したとして、その成果を今日なお高く評価しておられることは、周知の事実である。が、問題は、そのような岸本教授の主張が、きわめて真摯に、きわめて執拗にくりかえされたにもかかわらず、論争に参加した多くの研究者によって、事実上黙殺されてしまったという点にある。「対話」の成立しない「論争」とは、実は「論争」ではなく、「独白」の応酬にすぎない。かりに岸本教授の総括にしたがうとすれば、われわれの疑問は次のように表現することもできよう。戦後の「本質論争」は、何故に、「独白」をもって「完結」せざるをえなかったのであるか、と。

ところで、通常、われわれは、こうした疑問への手がかりを、論争参加者たちがその論争に托した問題意識をさぐっていくなかで、ある程度、把えうると期待してもよいであろう。が、そのような期待をもって戦後の「本質論争」を回顧するとき、われわれはそこに次のような傾向性を見出し、やがてかの「論争」へのより深い疑問へと導かれていく。それは、端的に言って、社会政策の定義や概念をめぐる抽象的論議が、論争のすすむにつれて次第に、その内にひめられた実践的問題意識なり、価値理念なりにまでさかのぼって吟味されるという観点から遠ざかり、やがて閉

ざされたスコラの世界へとはまりこんでしまったということについてであり、そのこの意味についてである。もちろん、戦後の「本質論争」の端緒自体は、スコラの論議によってひらかれたのではない。戦後論争の導火線となつた「社会政策の生産力説への一批判」は、戦時下に結晶した「社会政策の生産力説」が、「生産力・生産関係の全構的把握」を欠く理論的性格の故に、「その主観的意図とは全く逆に客観的には再びファシズムへの途を拓かずにはおかない」ものであることを、当時の緊迫した実践的な課題の一つであつた「労働組合論」に焦点をすえて、鋭く批判しようとした労作に他ならなかつた。⁽⁵⁾「社会政策の生産力説」が、日本帝国主義の崩壊という歴史的现实をまへにして、日本の「近代化」への期待を戦争経済の進展に托したその基本的な認識の枠組みについての厳正な自己批判へと向かうことなく、「全面的な生産停止と主体的生産意欲の皆無、生活の混乱と頽廢化の下に於ては、資本主義的生産の急速な再開」以外にとるべき道はないという立場にたつて、「派手で俗耳に入り易い分配主義的「待遇改善論」を厳しく批判する「生産主義の社会政策」の主張へと進みつつあつたという状況をふまえるならば、⁽⁶⁾「社会政策の生産力説への一批判」の意図はきわめて明瞭であつたといえよう。そこには、敗戦日本資本主義の「構造的危機」の「独占資本家的克服」にはげしく反対し、その「勤労大衆的克服」を求めてやまなかつた批判者の鮮明な価値理念が脈うっていたのである。

したがって、こうして開始された戦後論争を、批判者の問題提起にこたえる実り豊かな「対話」として進めていくためには、なによりもまず、論争参加者の全員が、敗戦を契機に拓けつつあつた新たな歴史的現実が提起していた諸問題、とりわけ、「構造的危機」のもとにおける抑圧からの解放、「近代的社会政策」の破綻、「社会政策の主体転換とそれにとりなう形態変化」などをどのように扱えていくか、という、すぐれて実践的な問題を、つねに論争の枢要点として見定めていくだけの「緊張」を保持していることが必要だったのである。だが、不幸にして、この枢要点は多

くの論争参加者によって明確に意識されることなく、やがて看過されていく結果となった。既に論争の初期に鋭敏な論者によって危惧されていたことであるが、⁽⁷⁾少なくとも論争の主流においては、もっぱら戦前における「本質論争」との理論的接続と類似性とは強調され、論議は、ひたすら、資本制社会における社会政策の「本質」とその「必然性」如何、という、すぐれて抽象的なレベルへと昇華していったのである。戦後論争の口火をきられたかの批判者が、のちにこの論争経過を「方法論争への純化」矮少化傾向」としてふりかえり、論争の不生産的性格、不毛性を嘆かれた意味を理解しうるのである。⁽⁸⁾

もちろん、特定の価値理念に対して、他の特定の価値理念を対置することは、そのこと自体にとどまる限りでは、信仰告白的「対決」ではあっても、学問的「対話」ではない。だが、論者の価値理念と事実認識との内的連関を不問に付するとき、豊かな学問的「対話」への道が閉ざされることも、またきわめて明白である。その場合には、論者によって特定の問題が有意味なものとして設定された意味自体も、正確に理解されることなしに終わるであろう。論者の価値理念が歴史的現実との間にとり結んでいる「緊張」をつきとめることなくして、論者の提出した問題の意味を理解することは、およそ不可能である。われわれはむしろ、提出された事実認識の正否を事実にてらして検討する場合においても、事実認識における一定の制約が論者による問題の設定様式といかにかかわりあっているか、さらには、そのような問題設定を導いた論者の価値理念といかにかかわりあっているか、総じて、一定の事実認識における制約がその向背にある価値理念といかなる内的連関をもっているか、をときあかすことを通して、真の学問的な「対話」へと進みうることを強調すべきであろう。ともあれ、戦後の「本質論争」は、そのような意味での学問的「対話」とはなりえなかったように思われる。「社会政策の生産力説への一批判」が、どのように反批判されたかを想いおこすならば、その点は明らかであろう。⁽⁹⁾戦後論争への最も精力的な参加者であった岸本英太郎教授の論争的諸論稿にただ

ようある種の空しさは、根本的には、「対話」の不在の故であるように思われる。⁽¹⁰⁾ 因みに、このような事情は、同じく社会政策の「本質」をめぐっておこなわれた戦前の論争が、日本における「半封建的」抑圧の克服を共通の課題として意識し、その限りでは「共同戦線」にたちながら、「近代的社会政策」なり「本来の社会政策」なりの体系はなにか、その成立要件はなにか、といった問題を追求しようとする、強烈な実践的問題意識に導かれて進行していった事情と対照的である。ここでは、戦後の「本質論争」が方法論争へと「純化」「矮少化」していく過程が、実は、当初かの問題提起者の意識にその鮮明な映像をうつしていた敗戦日本資本主義の「構造的危機」自体の、まさに「独占資本家的克服」の過程と照応していたという事情にふれておくにとどめよう。

ところで、このような意味での「対話」の不在が戦後論争を特徴づけている以上、提起された問題への理論的接近がみるべき進展をみせぬままで、論争が「中断」したとしても、それは別に不思議ではあるまい。理論上の問題としては、さしあたってまず、そこで展開された社会政策の「本質」なり「必然性」なりについての一般的、抽象的規定をめぐる論争が、本来その規定の真理性を検証すべき意味をもつところの、社会政策現象の歴史的、実証的研究の進展とどれほどの内的連関をもちえていたか、が反省されねばならない。もちろん、論争をとおして到達した「本質」規定を分析用具として使いながら、社会政策現象を把握しようとしたいくつかの業績をあげることができる。岸本教授の『窮乏化法則と社会政策』などはその代表的な労作であるともいえる。⁽¹¹⁾ だが、それにもかかわらず、われわれは、そのような歴史的、実証的研究がかの論争の理論的前進にとってどれほどの寄与をなしたのか、という疑問をおさえることができない。その疑問は、かの論争において展開された一般的、抽象的規定が、そもそも、いかにして歴史的、実証的に検証されうるものとして構成されていたのか、という「本質論」の論理的性格自体にかかわるのであり、さらにすすめていうならば、社会政策の「本質」なりその「必然性」なりが、資本制社会一般に共通なものと

して、一般的、抽象的に、あたかも純粋な原理的规定として展開されるかのように捉えられた方法自体にかかわるのである。資本主義の各歴史段階において、また各国の歴史的現実において、その現象形態を異にする社会政策的現象についての歴史的、実証的研究が、ひたすらそのような抽象のレヴェルで社会政策の「本質」を捉えようとしたかの論争に対して、みるべき直接の寄与をなしえなかったのは、当然であつたように思われる。

われわれとしては、この際、「方法論争」へ「純化」矮少化¹²していくなかで展開された「本質論」が、どのような理論的特徴をもっていたかを、やや立ち入って吟味しておく必要がある。戦後論争において一見きびしく対立した大河内、岸本兩教授の「本質論」は、そのための恰好の素材を提供しているように思われる。もちろん、ここでは、兩教授の理論構成の細部にわたる差異についての検討に立入る余裕はないし、その必要もない。むしろ、ここでのわれわれの関心は、既にふれたような戦後論争の一定の傾向性とかかわるものとして、兩教授の理論構成が方法的にどのような共通性をもっていたかを見出すことにある。われわれは、次の二点に注目すべきであると考えてる。

即ち、まず第一に、若干のニュアンスを度外視するならば、兩教授の理論は、一般的に資本制経済社会の再生産にとって、社会政策という国家権力の介入を不可欠な契機として捉えている限りにおいて、実は共通の理論的特徴をそなえていたということである。周知のように、大河内教授の理論においては、「社会的総資本」の「理性」を體現した「近代国家」が労資関係に強権的に介入することなくしては、労働力の「自然的限界」を無視した個別資本の盲目的搾取によって、「総体としての資本の循環」ないしは「蓄積そのものの平準的進行」が危殆に瀕するものと捉えられているのであり、その限りで、社会政策はまさに「経済社会の再生産の条件」として把握されていたのであるが、また、他方の岸本教授の理論においては、「経済的には社会政策はなくとも総資本の再生産は可能」であるとしながらも、蓄積の進行にともなう窮乏化に直面した労働者階級が「単に個別資本や集団資本を譲歩させる態のもの」では

ないような、国家に対する「一般的な政治行動」にまで闘争を進展させる結果、もし国家が労働者階級の窮乏化を抑制・緩和する譲歩措置をとらなければ、「政治的、階級的支配関係」が不安定となり、「総資本の再生産は社会的、政治的に阻碍される」と把握されているのであり、その限りで、社会政策は「剰余価値生産」の「維持」「安定」のための不可欠な条件として把握されていたのである⁽¹³⁾。

たしかに、現代の資本制経済社会に生きているわれわれにとって、労資関係を含めて経済生活全般に対する国家権力の直接的、間接的な介入という事実は、きわめて重要な意味をもっている。また、いわゆる本源的蓄積過程を理解するにあたって、国家権力が果たした槓杆的役割を無視してはならないことも、周知の事実である。さらにまた、わが国のごとく、おかれて資本主義発展の途についた国々にとって、国家権力の介入がその国の資本制経済の発展にとって不可欠な役割を果たしてきたということも、顕著な事実である。特定の歴史的条件のもとで、資本制経済社会の順当な再生産が国家権力の介入を不可欠な契機として進行してきたという事実は、何人も否定しえないであろう。だが、われわれがもし、特定の歴史的条件下における事実から、直ちに、資本制経済社会の順当な再生産にとって社会政策という国家権力の介入が不可欠であるという一般の命題を導きだすとすれば、われわれは、資本制経済社会の原理的規定を明確にしえないばかりでなく、特定の歴史的状況において国家権力が介入することの意味を説明しえずに終わるであろう。即ち、その場合にはまず、大河内、岸両教授の理論に明らかなように、資本制経済の原理的規定は国家論をとおしてはじめて自己完結しうるものとして措定されるのであって、その結果、原理的規定についての特異な解釈が生まれざるをえない。両教授の理論において、初期工場法という国家権力の介入なくして労働力の価値範疇は成立しえないと規定され、あるいはまた、労働力の価値は社会政策に支えられた労働者階級の有効な組織的抗争によってのみ貫徹しうると規定され、その社会政策論が原理的規定の特異な解釈と結びつけられて展開しているのも

偶然ではなかったのである。⁽¹⁴⁾ そればかりではない。経済学原理論と国家論との癒着とでもいうべきこのような方法にしたがっている場合には、資本制経済社会の歴史的發展にともなう、経済生活に国家権力が介入する仕方様式が歴史的に変遷することの意味を、歴史的、実証的研究をとおして追求するという課題が軽視されざるをえないであろう。その場合には、歴史認識の問題としては、いわゆる自由主義段階における政策体系の特質が把握されただけではなく、一般に、特定の歴史的条件のもとで特定の仕方様式で国家権力が介入することの意味を見失うおそれが多分にある、といわなければならない。大河内教授の理論において、かの戦時統制経済の意味がどのように把握されていたかをふりかえるならば、われわれの危惧がたんなる杞憂でないことは明らかであろう。⁽¹⁵⁾

第二に、以上の理論的特徴と関連して、大河内、岸本両教授の理論においては、歴史・具体的な社会政策現象を分析する場合に当然要請されるところの、資本制経済社会の歴史的發展にともなう階級的対抗関係の形態変化を、歴史的、実証的研究をとおして体系的に把えていく観点がきわめて貧弱であったように思われる。戦後の「本質論争」においては、既にふれた「方法論争への「純化」＝矮少化傾向」のなかで、社会政策の成立にとって階級闘争が必要であるか、という抽象的な設問がなされ、階級闘争という概念についての多義的な解釈に依拠して、さまざまな解答がなされたのであるが、若干の論者によってその必要性が意識されていたにもかかわらず、資本制経済社会の歴史的發展にともなう階級闘争の歴史・具体的な形態変化の過程は、理論的に整序されずに終わったといっても過言ではあるまい。かの抽象的な設問への解答に情熱をもやされた岸本教授が明言しておられるように、戦後論争の主流においては、そのような作業は「社会政策史ではあっても社会政策の理論」研究ではないとみなされ、ひたすら、「社会政策の一般的概念」を資本制経済社会の各歴史段階に共通なものとして追求することに力点がおかれたのである。もちろん、戦後論争においても、「社会政策の一般的概念」の追求が単なる形而上学に墮することを避けるためには、階級闘争

の歴史・具体的な形態変化の過程を全く無視してしまうことは許されなかった。例えば、大河内教授の社会政策論においても、「労働力」の歴史的類型変化に対応する社会政策の歴史的形態変化が想定されていたことは、同教授の社会政策形態論をみれば明らかであろう。が、その場合においても、そこで想定された「労働力」の歴史的類型の正否についての吟味はさておくとしても、大河内教授自身のみとめられるごとく、「社会的総資本」を歴史・具体的に、その発展の歴史的経過に即して把握する観点が稀薄であり、したがってまた、階級闘争の歴史・具体的な形態変化を追求する上で、重大な限界があったことを指摘しなければならぬ。また、岸本教授の社会政策論においても、「社会政策史との関連において窮乏化法則を把握する」という観点から、階級闘争と社会政策との関連を歴史・具体的に追求しようとする試みがなされたことも事実である。が、その場合においてもまた、その歴史・具体的追求をとおし提示された命題は、窮乏化の進展——階級闘争の激化——譲歩としての社会政策——窮乏化の一層の進展——階級闘争の一層の激化——譲歩としての新たな社会政策、という円環的シエーマにとどまっており、資本制経済の各歴史段階に特有な階級的対抗関係の歴史的特質、そこで実現する譲歩の歴史的特質は充分に解明されずに終わっていることが指摘されねばならない。総じて、このような特徴の社会政策論にあっては、初期工場法も、労働組合法も、最低賃金法も、社会保険法も、ひとしく社会政策として扱えられ、ともに資本制社会一般に共通な社会政策の「本質」規定のいわば例証としてのべられるにとどまっているのである。

以上、われわれは、戦後の社会政策の「本質論争」における一定の傾向性と、それに関連する理論的特徴について、若干の指摘をおこなってきたのであるが、この指摘をふまえるならば、既にふれたような、戦後第一期の研究史を導いた「本質論」と「賃労働における封建性」論との内的連関を理解することは、容易であろう。かの「賃労働における封建性」論にあっては、資本制経済社会一般における原理的規定にてらして、歴史的現実がもつそこからの偏倚を、

直ちに「前近代的」「封建的」なるものとして把え、その偏倚の根拠を、異質的社会構成体の原理「封建制に求めるという方法がとられていたのであるが、かの「本質論争」の主流において語られた社会政策とは、実は、歴史的現実における原理的規定からの偏倚を除去し、近代社会を実現するための権力的槓杆として位置づけられていたのであり、その限りでは、「賃労働における封建性」論と社会政策の「本質論」とは、不可分離な連関をもっていたということができよう。われわれは、まさにこの点に、支配的な社会政策学者の唱えた「本質論」のイデオロギー的性格をよみとることができるのである。やや大胆に特徴づけるとすれば、大河内教授の社会政策論は、昭和初葉に、「止むをえざる害悪」としての社会政策の「解剖と批判」をその課題として出発しながら、やがて暗い戦争の谷間において、日本における「前近代性」の除去を、生産力の展開とそれに適合的な社会政策の導入に期待する方向へ転回し、その限りで、近代社会を実現するための社会政策提案の学へと「発展」していったのであるが、岸本教授の社会政策論もまた、当初は社会政策の「解剖と批判」の学をめざして出発しながら、やがて「現時的問題意識」に導かれて、ファシズムに対してブルジョア民主主義社会を維持、防衛するために、「社会政策的譲歩を闘いとり、これを擁護すること」の必要を強調する観点を確定するにつれて、これまたその限りで、「現代の民主主義」を擁護するための社会政策提案の学へと「発展」していく展望を示しているように思われる。以上、われわれが吟味してきたところの、経済学原理論と国家論との癒着をもって特徴づけられる方法に、いかなるイデオロギー的性格が固着しているかはほぼ明らかであろう。

(4) 岸本英太郎「社会政策における理論と実践」(同『労働問題の理論的諸問題』昭和三四年)。

(5) 服部英太郎「社会政策の生産力説への一批判」(『経済評論』昭和二四年二、三、四月号)。

(6) 大河内一男「日本資本主義の再出発」(『社会政策の再出発』(同『日本資本主義と労働問題』昭和二二年))。

- (7) 氏原正治郎「社会政策の社会理論のために」(『経済評論』昭和二十四年二月号)。
- (8) 服部英太郎「社会政策理論と窮乏化法則」(『経済研究』七卷二号)。
- (9) 大河内一男「社会政策と階級闘争」(『経済評論』昭和二十四年五月号)。
- (10) たとえば岸本英太郎前掲書参照。
- (11) 岸本英太郎『窮乏化法則と社会政策』昭和三〇年、小川喜一『イギリス社会政策史論』昭和三十六年、大前朔郎『英国労働政策史序説』昭和三十六年、など。
- (12) 大河内一男『社会政策の基本問題』昭和一五年、九五頁、同『戦時社会政策論』昭和一五年、一六頁。
- (13) 岸本英太郎前掲諸論稿。
- (14) 大河内一男『社会政策』(総論)、昭和二四年、岸本英太郎『社会政策論の根本問題』昭和二五年。
- (15) 大河内教授の『戦時社会政策論』は、「転換期における統制経済の合目的性の優位」を、「交換価値に対する使用価値の優位」あるいは「経済の再生産機構における価値的側面に対する素材的側面の優位」として把えており、それが資本制経済社会において可能であるかのごとく説明している。日本資本主義の戦時体制下の統制経済の歴史的特質・宿命についての批判的な省察は至って不十分である(『戦時社会政策論』一七二頁)。
- (16) 氏原正治郎前掲稿。
- (17) 大河内一男「社会政策と階級闘争」(『経済評論』昭和二十四年五月号)。
- (18) 大河内一男「社会政策概念の史的発展」(同『社会政策の経済理論』昭和二七年、三六二頁)。この「発展」過程を思想的に分析したものとして、高昌通敏「生産力理論——大河内一男・風早八十二——」(思想の科学研究会編『転向』(中)昭和三十六年)を参照。
- (19) 岸本英太郎『窮乏化法則と社会政策』第二章「労働問題の理論的諸問題」Ⅲ。

三 研究の方向

今日、われわれが、社会政策の「本質」についての再論をころろとすれば、以上指摘してきたような、戦後研究史の第一期における方法的限界をいかにして克服しうるか、という問題をさせて通することは許されないであろう。一体、それはいかなる方向で可能なのであろうか。第一期における支配的な認識の枠組みに対する方法的懷疑をもつてはじまるところの、第二期における研究史は、その点についてどのような示唆を与えているのであろうか。

ここで、われわれはまず、かの第一期における支配的な「本質論」と不可分離の関連をもっていた「賃労働における封建性」論が、理論的、実証的に克服されていく過程を想起しておかなければならない。もちろん、その過程は多岐にわたっており、簡単に整理することは容易ではないが、われわれがかつておこなった総括をふまえるならば、ここでは次の点が重要である。即ち、さきにふれたような視角にしたがって検出されたところの「賃労働における封建的なもの」とは、日本資本主義とともに古くかつ新しい固定的な「型」として扱えられるべきものではなかったという事、これである。歴史的、実証的研究は、そこで構成された「型」が日本資本主義の発展にともなって、次第に現実分析に有効な「理念型」としての意義を失わざるをえないことを明らかにするとともに、また同時に、そこで検出されたような「賃労働における封建的なもの」は、日本資本主義にのみ特有な「型」として指定されてはならないことを明らかにしたのであった。そこでの方法的反省にしたがえば、日本資本主義が資本主義である以上、そこには資本主義経済社会一般に貫ぬく運動法則が貫徹する形態は、日本資本主義に特有な歴史的條件に制約されて、すぐれた特殊なものとならざるをえないことが重視されることとなる。その限りでは、もっぱら異質的な社会構成体の原

理は封建制の作用結果として日本の特殊を確定しようとしたかつての視角は基本的に否定され、従来、日本の特殊として指摘されてきた諸現象を、かの一般的な運動法則の歴史的貫徹形態にかかわる問題として把握しなおす必要が自覚されることとなる。この場合の問題は、各資本主義経済社会に見出されるであろうところの個別的なものを、一般的な運動法則が特定の歴史的條件のもとで貫徹する場合にとる特殊な形態をふまえたうえで、特殊をとおして一般と連関する個別として、位置づけていくことでなければならぬ。

このような反省を前提するならば、当面、われわれにとってまずもって必要なことは、資本制経済社会における労使関係一般の原理的規定とその歴史的類型との連関を明らかにしていく観点にたって、資本制経済の生成・発展・消滅の経過で生起している複雑で多様な労使関係の態様を整理していくことである、ということができよう。いうまでもなく、そのような課題に接近していくためには、資本制の労使関係一般の成立要件とその内的本性についての、原理的規定を明らかにするだけでは充分ではない。むしろ最も必要とされることは、資本制経済の各歴史的段階において、資本・賃労働がいかなる実存形態をとっているかを明らかにすることであり、それにともなって、資本制の労使関係一般の内的本性がいかなる歴史的形態規定をうけて現象せざるをえないかを明らかにすることである。われわれの主題に即して強調すべきことは、まさにそのような歴史的、実証的研究をふまえることによってのみ、資本制国家の労働政策と資本制の労使関係との関連を積極的にときあかしていく展望が与えられる、ということであろう。もちろん、国家権力が資本制の労使関係に関連する仕方様式は、資本制経済の歴史的経過に即して変化しており、決して単調なものではないのであるが、学としての政策論にとっては、本来、その仕方様式が歴史的に変化していくことの意味を問うことこそが重要な課題なのである。従来の支配的な社会政策論は、経済学原理論と国家論とが癒着している理論的性格の故に、このような課題に積極的にこたえていくうえで、重大な制約をもっていたように思われる。以

下、若干の歴史的素材にふれながら、われわれの主張の意味を多少とも具体的に提示してみることしよう。

この際、われわれはまず、従来の多くの日本の社会政策学者が、イギリスをもって近代的社会政策の母国として想定してきたことについて、そのことの正否を吟味することからはじめよう。著名な社会政策学者が最近の著作において、「社会政策の形態分析をイギリス社会政策史のなかに求めた」根拠を説明するにあたって、「イギリス資本主義が資本主義の「典型」であるのと同じ意味で、イギリス社会政策史が社会政策史の「典型」であ」と明言しているのは、⁽²¹⁾その一例であるが、そのような想定は、日本の社会政策学者にとっては決して異例のことではなかった。『独逸社会政策思想史』の著者にとっても、「社会政策上の実践は、資本主義経済の母国英吉利に於て最も高度に発展した」ものとして想定されていたことを指摘しておこう。⁽²²⁾だが、われわれが、社会政策を社会改良の実践一般と等置して、その政策なり実践なりの主体が何であるかを度外視するのでない限り、このような想定に対しては深刻な疑問が投げかけられねばならない。さしあたって、既に戦前において、「各国の社会政策」の実態を紹介しようところのみた一著作においても、「英国の社会政策はドイツの社会政策と或意味に於て対蹠をなしてゐる。前者が——謂ひ得べくんば——民主的傾向を有するに反し、後者は明らかに官僚的である。前者は出来得るだけ社会政策を私的手段に委任し、公的手段は私的手段を基礎として成り立ったに反し、後者は最初から国家が指導の任に立ち、公的手段に初まって私的手段に及んだ。従つて英国の社会政策はその私的手段を閑却しては之を論じ得ない。」と、「英国社会政策の特色」についての一定の指摘がおこなわれていたことに注意しておこう。⁽²³⁾日本の多くの社会政策学者が共通にうけいれてきたかの想定は、そこで既に指摘されていたような問題を、社会政策の国際比較類型論として積極的に展開していくことを阻んでしまったのである。だが、この点についての反省は、ただ単に国際比較の観点が欠如していたというような反省に踞踏されてはならない。むしろ問題は、ある意味では国際比較の観点が常に意識されながら、しかも、それ

が社会政策の国際比較類型論として積極的に結実しなかったという点にあるのであり、その限りでは、国際比較的観点からの分析を進める場合の方法自体が吟味されなければならないのである。

そこでわれわれが強調すべきことは、従来のこの分野での研究史においては、資本制経済社会の歴史的経過に即して、国家権力が資本制的労使関係に関連する仕方様式が歴史的に変化していく事実経過を整理し、その変化の意味を理論的に検討していくという観点が、著しく薄弱であったということであろう。その点は、従来の支配的な社会政策論が提示してきたところの社会政策の形態論なり史的類型論なりにおいて、いわゆる自由主義段階における労働政策の類型的特質がどのように把握されてきたか、をふりかえるならば、直ちに明らかである。そこでは、大河内教授の提示された周知のシエーマに特徴的なように、この段階において国家権力と資本制的労使関係とが関連する仕方様式は、初期工場法の成立過程のなかに典型的にあらわれるものと想定され、その場合、資本制的労使関係の順当な再生産は、社会政策の「基底的形態」としての初期工場法の立法的介入をとおして始めて可能であると把握されていたのであるが、このようなシエーマに対しては、歴史的、実証的研究をとおして既に一定の批判が提起されていることを忘れてはならない。さしあたってまず、初期工場法による立法的介入が一定の限度をもっていたことが重視されるべきであろう。工場の作業環境に対する安全・衛生規定、幼少児童の就業禁止規定、婦人、年少者、児童の労働時間制限規定、児童に対する教育条項など、イギリス初期工場法が当時の労使関係に関して介入した領域は、一見してきわめて多岐におよんでいるものではあるが、そのような立法的介入は、われわれがかつて吟味したように、成人男子労働力の売買を労使間の「自由な」取引に委ねるといふ、当時の政策体系における一般的原则を真向から否定するものではなかったのである。⁽²⁶⁾一九世紀の九〇年代から二〇世紀の三〇年代にいたるイギリス工場立法・行政史を整理したH・A・メスは、その時期以前の初期工場法史をふりかえて、「成人男子労働に対する規制は、それがいかなるも

のであれ、きわめて大きな躊躇がみられた。」と、総括している。⁽²⁷⁾ 初期工場法とならんで打出された当時の国家の賃金政策が、かの賃金支払保護法に明らかなように、賃金支払方法についての規制であって、賃金支払額についての規制ではなかったということをおわせ考えるならば、⁽²⁸⁾ われわれは、一般にこの段階における国家の労働政策は、「労働力」の売買関係について極めて控え目な規制介入をおこなったにとどまる、という想定をするべきであろう。

いうまでもなく、このような想定は、初期工場法という立法的介入をおして、始めて資本制的労使関係の順当な再生産が可能であったと把えるかの想定とは、厳しく対立せざるをえない。だが、われわれが、いわゆる自由主義段階における労働政策の類型的特質をもっぱら初期工場法の展開過程に求めるといふ観点からはなれて、より広い視野から産業革命期における労働政策の転回を跡づけるという観点にたつ場合には、われわれの想定はいよいよ確かなものとなるであろう。⁽²⁹⁾ そのような観点からすれば、なによりもまず、この段階における国家が、「取引の自由、ないし各人が各自の利益に最適であると判断する方法と条件で、各自の時間と労働を処分する完全な自由に対して、立法がおこなう一切の干渉は、いかなるものであっても必ず、社会の繁栄と幸福とによって第一義的に重要な一般的諸原則を侵犯し、最も有害な先例をつくり、あるいはきわめて短期間のうちに、一般的な困窮の圧力を増大させ、さらにその困窮の除去に対する障碍を課することにさえなるであろう。」という立場にたつて、⁽³⁰⁾ 既に死文化していた賃金裁定制なり法的徒弟規制なりを復活させようとする試みを、断固として拒絶したという事実が重視されねばなるまい。また、一八二五年の労働組合法が、市民法における「取引の自由」の原理を「労働力」取引の領域にまで拡大し、そこでの価格決定を基本的に労使間の自由な交渉に委ねようとする理論構成にたっていた、という事実が注意されねばなるまい。さらに、労働政策の領域だけについてみても、「自由放任」原理は、「労働力」の売買関係にのみ適用されただけではなかった。かの「ギルバート・スピーナムランド制」の廃棄をとおして打出された新救貧法体制が、一般労働

働者に対する公的救済を原則的に拒否し、彼等に自助的、個人主義的生活倫理を強制し、その限りで、「労働力」の再生産過程に「自由放任」原理を適用するものであったことは、周知の事実であろう。さきにふれたような初期工場法による立法的介入の様式にみられる一定の限度とは、このような産業革命期における労働政策の転回方向とまさに適合的な連関をもつものだったのである。

従来の支配的な社会政策論において、このような意味での、いわゆる自由主義段階における労働政策の類型的特質について、しかるべき注意が払われてこなかったことは明らかであろう。重要なことは、このような特質をもつ労働政策が順調に機能する限りにおいては、その政策主体を国家とする社会政策はむしろ微弱な展開を示すにとどまったということである。労使間の団体交渉制度の成立がきわめて緩慢であったドイツにおいて、早くから社会保険が成立するのに対して、世界にさがけて労使間の団体交渉制度が定着したイギリスにおいて、社会保険の展開がむしろ緩慢であったという事実は、象徴的である。われわれが、「労働者階級は常に社会政策を求めてきた」という命題⁽³¹⁾や、イギリス社会政策史こそが社会政策史の典型であるという想定を前提している限り、このような事実の意味をときあかすことはできないであろう。因みに、かの「大不況」を迎える時期においても、イギリスにおける社会改良主義思想が、ドイツにおけるような講壇社会主義思想としては開花しなかった根拠は、まさに以上のコンテキストのなかで述べられるべきであろう。A・トインビー⁽³²⁾なり、J・T・ロジャース⁽³³⁾なりの思想においては、かの講壇社会主義思想にみられるように、社会的弊害の克服手段をもっぱら国家の立法的干渉に求めるといよりは、むしろ、労働者の自主的な団結の強化に求める傾向が濃厚なのであるが、そのような両国の社会改良思想にみられるニュアンスは、基底的には、いわゆる自由主義的な労働政策が両国においてどの程度の有効性をもちえたか、という、歴史的現実における差異と深くかわりあっているように思われる。

もちろん、以上のべてきたような「自由放任」原理をもって特徴づけられる労働政策の体系は、イギリスにおいても、固定的、永続的なものとして定型化したわけではない。われわれは、一九世紀末葉から今世紀にかけて、イギリスにおいても国家権力が労使関係に介入する仕方様式に顕著な変化が生じてくることを指摘することができよう。先にふれた『工場立法と行政』の著者は、一九世紀八〇年代から九〇年代をもって「工場立法史の転換点」と把え、その時期以降、立法的干渉の範囲、項目が著しく拡大し、また実効をもつにいたっていることを指摘すると同時に、若干の分野で、「自由放任の原則は、事実上、成人男子に關しても放棄される」にいたったと指摘している。⁽³³⁾ いうまでもなく、変化は工場法史についてのみ指摘されるのではない。『一九世紀におけるイギリスの法と世論』の著者が一九一四年にその第二版によせた序文は、「二〇世紀初頭からの立法の経過」をふりかえるなかで、一九世紀における「自由放任」原理と対立するものとして、「集産主義」ないし「社会主義」の浸蝕傾向に重大な注意を促しているのであるが、そこでいわれる「集産主義」ないし「社会主義」の概念の適否はともかくとしても、著者がその例としてあげるところの、無釀出老齡年金法、国民保険法、賃金審議会法などが、それぞれ、いわゆる自由主義段階における労働政策体系の原理に対する、重要な修正の契機をはらんでいたことは明らかであろう。今世紀に入るにつれて、イギリスの場合においても、国家権力は「労働力」の売買関係からその再生産過程にいたる広汎な領域において、新たな規制干渉を打出すにいたるのである。

だが、最後に、なおこの段階においても、われわれは事態をそのような方向でのみ単純化して把えるならば、労働政策のイギリス的特質を充分に把握しえないことを忘れてはなるまい。たしかに、この段階においては、個別的「労働力」の売買の自由への干渉を排するという意味での「自由放任」の原理は、既に重大な修正を余儀なくされているのであるが、しかもなお、『二〇世紀におけるイギリスの法と世論』において「労働法」を鳥瞰したカーン・フロイン

トにしたがえば、かつてダイシーの予測したように国家の立法的干渉が直線的に増大することなく、むしろ、労使間の諸問題を基本的に団体交渉に委ね、国家の立法的干渉を自主的な団体交渉制度の補足としての範囲に限定しようとする傾向が、なお根強く存在しているのである。「決して他の資本主義諸国にもみられることではないが、イギリスにおいては、いわば「集団的自由放任」が今世紀の前半期における労働法のきわだった特徴となった」という指摘は、示唆的である。⁽³⁵⁾ われわれは、その点を労働法学者の業績から具体的に学ぶことができるのであるが、ここでは、工場法についても、たしかに今世紀に入ってその規制範囲なり項目なりは次第に拡大してきているけれども、しかもそれはなお、基本的には、団体交渉による規制が有効におよびえない範囲にとどまっており、今日にいたるまで、一般に成人男子労働者の労働時間は、例外的事例を除けば、なお法的規制下におかれていない事実に注意するにとどめよう。既に一九世紀末葉において、労働組合の存在する産業分野での労働条件は、未組織産業分野でのそれと対比して、なによりもまず労働時間の点で顕著な優越を示していたと推定されるのであるが、⁽³⁶⁾ 労働組合が労働時間規制に一定の成果を収めた限りにおいては、労働時間問題についてさえ、「一般的に、組合は団体交渉に依存することで満足していた。」と、指摘されているのである。⁽³⁷⁾ もちろん、このような「集団的自由放任」原理自体が今後とも確固不拔なものとして貫ぬかれるかのごとく想定してはなるまい。それは改めて詳細な検討を要する問題であるが、さしあたってここでは、「産業自治を愛好する強力な世論は、恐らく、窮極的には国家的弱点であることが判るであろう。それは、労使関係の領域における計画化の理想を妨げているように思われる。」という示唆的な指摘にふれておくにとどめよう。⁽³⁸⁾ が、当面の問題としては、独占段階における労働政策の類型的特質を問う場合において、われわれはイギリスの事例を単純に「典型」として想定しえないことは、既に明らかであろう。

以上、われわれは、多くの日本の社会政策学者がイギリス社会政策史をもって社会政策史の「典型」として想定す

ることによって、とかく看過せざるをえなかった若干の問題について例示的にふれながら、われわれが目指すべき政策研究の方向について一定の見解を提示してきたつもりである。われわれには、経済学原理論と国家論の癒着をもって特徴づけられるかつての方法から袂別し、ここにデッサンしたような方法にしたがうことによって、この小論の冒頭でふれたような、政策論と労働問題研究とがとり結んできたネガティブな連関を、本来のポジティブな連関へとときりかえていく道が拓かれるように思われる。因みに、この方向で展開される政策論は、言葉の厳密なる意味において、政策提案の学ではなく、政策批判の学として構成されるであろう。もともと、このような研究方向を誘導している関心は、現代資本主義の社会改良的政策体系の批判をとおして、資本制経済社会の歴史的運命をみきわめることにあるからである。

(20) 拙稿「賃労働における封建性論」(『経済セミナー』昭和三五年五月号)。

(21) 岸本英太郎『社会政策』はしがき。

(22) 大河内一男『独逸社会政策思想史』昭和十一年、序。

(23) 協調会編『各国の社会政策』昭和五年、一一頁。

(24) 風早八十二「社会政策における型の問題」(同『労働の理論と政策』昭和十三年)、大河内一男「原生的労働関係における西洋と東洋」「賃労働における封建的なもの」(同『社会政策の経済理論』)。

(25) 大河内一男『社会政策』(総論)第三章、第四章。

(26) 拙稿「イギリス初期工場法成立史論」(一)(二)(『政経論叢』一八巻一号、二〇巻三号、三〇巻一号)。

(27) H. A. Mess, *Factory Legislation and its Administration 1891-1924*, 1926, p. 7.

(28) 賃金支払保護法は、一般的通貨による賃金支払を強制することによって、相対的に劣悪な労働条件をおしつけていた現物支払雇用主(Truck master)に対して、上向きの圧力を加えるべきものとされてきたにすぎない。G. W. Hilton, "The

Truck Act of 1831," *Economic History Review*, 2nd Series, vol. 10.

- (29) 拙稿「イギリス産業革命期における労働政策の転回」(『政経論叢』三三巻三、四、五、六合併号)。
- (30) S. and B. Webb, *The History of Trade Unionism*, 1920, p. 60.
- (31) 岸本英太郎『労働問題の理論的諸問題』一九三頁。
- (32) A. Toynbee, *Lectures on the Industrial Revolution of the 18th Century in England*, 1884, p. 66, J. T. Rogers, *Six Centuries of Work and Wages*, 1889, pp. 9-12.
- (33) H. A. Mass, *op. cit.*, p. 215.
- (34) A. V. Dicey, *Law and Public Opinion in England*, 1914, Introduction to the second Edition.
- (35) O. Kahn-Freund, *Labour Law in Law and Public Opinion in England in the 20th Century*, 1959, p. 224.
- (36) Phelps Brown, *The Growth of Industrial Relations*, 1959, p. 79.
- (37) O. Kahn-Freund, *ibid.*, p. 222. なお、この点は「一般に国家の社会政策の増大が「団体交渉の貧困化」を招いた国の労働法と対照的な、イギリス労働法の特徴にかかわる問題であることが指摘されている。既に一九世紀の末葉において、ヨーロッパ大陸諸国での工場法や、教育、賃金などについての立法的規制などの発展を予想したウェッブ夫妻が、団体交渉によるコモン・ロールの前進については「大陸諸国の「独裁国」では期待しえないと語っていたことが想起されるであろう。(S. and B. Webb, *Industrial Democracy*, 1897, p. 808)
- (38) O. Kahn-Freund, *ibid.*, p. 244.